

包括外部監査人が「令和 6 年度包括外部監査結果報告書」を提出しました

地方自治法第 2 5 2 条の 3 7 第 5 項の規定に基づき、包括外部監査人が令和 7 年 2 月 3 日に市長及び議会に、令和 6 年度包括外部監査の結果に関する報告を提出しました。

包括外部監査は、地方自治法に基づき、都道府県や政令指定都市で実施するように義務付けられているもので、市の財務事務の執行等について、包括外部監査人が監査テーマを決め、対象事務が適正かつ効率的に行われているかに関して監査を行うものです。

1 監査の種類

地方自治法第 2 5 2 条の 3 7 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2 包括外部監査人

おまた まさひろ
小俣 雅弘 氏（公認会計士）

3 選定した特定の事件名（監査テーマ）

基金の管理及び運用に関する財務事務の執行について

4 包括外部監査の対象、実施期間

（1）対象

令和 5 年度末に設置されている全ての基金

（基金の数：33、基金の所管局：11局・本部、基金に属する現金の運用の所管局：1局）

（2）実施期間

令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 1 月 26 日まで

5 主な監査の視点

- ・基金の管理及び運用に関する財務事務の執行について、合规性は確保されているか。
- ・基金に属する現金の運用について、確実性及び効率性は確保されているか。

6 監査結果について

- ・基金の管理及び運用に関する財務事務の執行について、合规性の観点から大きな問題は発見されなかった。
- ・意見として、厳しい財政状況の中で基金をより有効に活用するための提案等を行った。
- ・監査の結果及び意見の内容は、別表参照（指摘：1項目、意見：10項目）

※「令和 6 年度包括外部監査結果報告書」については、本日 2 月 3 日（月）から市ホームページ「川崎市の監査」-「監査の結果等」-「包括外部監査」に掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/920/page/0000018833.html>



問合せ先

別紙「令和 6 年度包括外部監査の結果に関する問合せ先」のとおりに

(別表) 監査の結果及び意見の内容

No.	指摘・意見	基金名	所管局	内容
1	意見	—	財政局	減債基金以外の基金の運用手法の検討について
2	意見	奨学事業基金	教育委員会事務局	寄附金増額に向けた取組の検討について
3	意見	減債基金	財政局	減債基金からの借入の確実な返済について
4	意見	—	財政局	基金収支状況集計表のシステム化について
5	意見	文化振興基金	市民文化局	基金の活用方針について
6	意見	文化振興基金	市民文化局	寄附金増額に向けた取組の検討について
7	意見	国際交流基金	市民文化局	基金充当事業の検討について
8	意見	競輪施設等整備事業基金	経済労働局	中長期の積立計画の作成について
9	意見	市営住宅等敷金基金	まちづくり局	基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合について
10	指摘	等々力陸上競技場整備基金	建設緑政局	募金の回収手続について
11	意見	等々力陸上競技場整備基金	建設緑政局	募金箱のあり方の検討について

※指摘：財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項（主に合规性に関する事項）に該当するもの。

※意見：最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など（経済性、効率性及び有効性に関する事項）に該当するもの。

別紙

令和6年度包括外部監査の結果に関する問合せ先

○ おまた 小俣 まさひろ 雅弘 包括外部監査人

電話 044-200-3706

(内) 52180

第3庁舎16階 外部監査人室

※不在の場合は、監査事務局行政監査課 藤田

電話 044-200-3437

(内) 52751

【監査の結果に対する対応全般】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部 宮本

電話 044-200-0767

(内) 22164

【外部監査制度に関すること】

監査事務局行政監査課 藤田

電話 044-200-3437

(内) 55710